労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、愛媛労働局の関係事業主を代表する者武田光正の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成30年５月１日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、愛媛労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成30年５月14日

４　推薦書及び添付書類提出先　愛媛労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

平成30年度医師国家試験予備試験の施行

医師法（昭和23年法律第201号）第10条の規定により、平成30年度医師国家試験予備試験を次のとおり施行する。

平成30年５月１日

厚生労働大臣　加藤　勝信

１　試験期日

⑴　第１部試験（筆記試験）　平成30年６月14日（木曜日）

⑵　第２部試験

ア　筆記試験　平成30年９月21日（金曜日）

イ　実地試験　平成30年11月５日（月曜日）
平成30年11月６日（火曜日）

２　試験地

⑴　第１部試験　東京都

⑵　第２部試験　東京都

３　試験科目

⑴　第１部試験　解剖学（組織学を含む。）、生理学、生化学、免疫学、薬理学、病理学、法医学、微生物学（寄生虫学を含む。）及び衛生学（公衆衛生学を含む。）

⑵　第２部試験

ア　筆記試験　内科学、小児科学、精神科学、外科学、整形外科学、産科・婦人科学、皮膚科学、泌尿器科学、耳鼻いんこう科学、眼科学、放射線科学及び救急医学（麻酔科学を含む。）

イ　実地試験　内科学、外科学、産科・婦人科学、小児科学及び救急医学（麻酔科学を含む。）

４　試験の方法

⑴　第１部試験に合格した者でなければ、第２部試験筆記試験を受けることができない。

⑵　第２部試験筆記試験に合格した者でなければ、第２部試験実地試験を受けることができない。

５　受験資格

⑴　外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの

⑵　旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の卒業者又は旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）により専門学校入学の資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限３年以上の医学の教習を目的とする学校（医師法第11条第１号及び第43条の規定による大学及び専門学校を除く。）を卒業した者

⑶　昭和20年８月15日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若しくは満洲国駐劄特命全権大使の医師免許を受け、又は領事官の医業免許を受けた日本国民

⑷　昭和20年８月15日以前に、朝鮮総督の行った医師試験の第１部試験に合格し、又は満洲国の行った医師考試の第１部考試に及格した者

⑸　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第17条第１項の規定により医師法の規定による医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの

６　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、受験願書には、受験する試験区分（第１部試験又は第２部試験）を必ず明記すること。

イ　受験資格を証する書類

ウ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に（イヨ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

エ　戸籍抄本（中長期在留者及び特別永住者については住民票の写し（国籍等を記載したもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。）、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類。また、英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。）出願前３月以内に発行されたもの。

オ　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及び宛先を記載し、392円分の郵便切手を貼り付け、簡易書留の表示をしたもの。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、第１部試験は平成30年５月２日（水曜日）から５月23日（水曜日）まで、第２部試験は同年８月１日（水曜日）から８月22日（水曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室（郵便番号100―8916、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号、電話番号03（5253）1111内線4143）に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中（行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までであること。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、簡易書留郵便をもって送付すること。この場合、第１部試験においては平成30年５月23日（水曜日）、第２部試験においては同年８月22日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類は返還しない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、第１部試験及び第２部試験それぞれ35,000円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の送付　受験票は、受験手続を行った者宛て郵送する。

なお、第１部試験にあっては平成30年６月７日（木曜日）、第２部試験にあっては同年９月12日（水曜日）までに受験票が到着しない場合は、厚生労働省医政局医事課試験免許室に問い合わせること。

７　合格の通知

第１部試験の合格者にあっては平成30年７月27日（金曜日）、第２部試験筆記試験の合格者にあっては同年10月17日（水曜日）、第２部試験実地試験の合格者にあっては同年11月30日（金曜日）に、本人に合格した旨を通知する。